

「災害に強い施設園芸づくり月間」（11月）

農業用ハウスを大雪等の災害から守るため、保守管理や補強は重要です。

各種被害防止技術につきましては、下記URLを参考に対策に努めましょう。

URL : <http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html>

雪害被害防止に向けた技術対策

常に気象情報を注視し、日頃からの点検・保守管理を実施しましょう。また、低気圧が襲来し大雪が予想される前にはチェックリストを参考に被害防止に努めましょう。

事前の対策

1. ハウスの被覆資材の破れや隙間の点検、補修等により、保温性向上に努める。
2. 谷樋など荷重が集中すると思われる部分を特に補強する。
3. 基礎部分が腐食している場合は、パイプの交換や補強資材により、強化を図る。
4. 基礎の沈下を防ぐため、谷樋からのオーバーフロー防止対策を講ずる等、施設の保守管理と構造強化に努める。
5. 停電した場合に備え、かん水に必要な水をタンクに貯めておく。

降雪直前からの対策

1. チェックリストを活用して、保守管理を確認する。
2. 積雪前に内部被覆を開放した上で暖房を行い、融雪対策に努める。
3. 積雪深がハウスの耐雪強度を大きく上回る場合は、被覆資材を切断除去することで施設への積雪を防ぐ。

降雪前のチェックリスト

情報収集	①	最新の気象情報、警報、注意報を常にチェックしてますか。
融雪準備	②	暖房機の燃料残量は十分にありますか。
	③	暖房機は正常に作動するか確認しましたか。
	④	(発電機を持っている場合) 非常用発電機を加温機、環境制御装置に接続し、動作確認を行いましたか。
補強対策・雪の滑落促進	⑤	プレースや筋かいの留め金具に緩みがないか点検しましたか。
	⑥	基礎部、接続部分、谷の樋・柱に腐食・サビはありませんか。
	⑦	谷樋や排水路、ハウスの際などの残雪やゴミは取り除きましたか。
	⑧	準備していた中柱をたてるなど応急的な補強はしましたか。
	⑨	作物を栽培していないハウスは被覆資材を外しましたか。
	⑩	被覆材の表面に雪の滑落を妨げるような突出物はありませんか。
	⑪	雪の滑落を妨げる防風ネットや外部遮光資材等が展張されていませんか。

生産者が自分でできる 補強資材等によるパイプハウスの構造強化対策

パイプハウス等においては、補強資材等(筋かい、タイバー、根がらみ、中柱、各部の有効的補強など)を有効な位置に取り付けることによってハウス構造の強度をアップすることが可能になります。

下記に具体的な補強資材等による構造強化対策を紹介します。

※特記: 下記掲載の参考標準価格は、間口6m×奥行55m=330m²(100坪)にて算出した材料費であり、工事費等は含まれておりません。

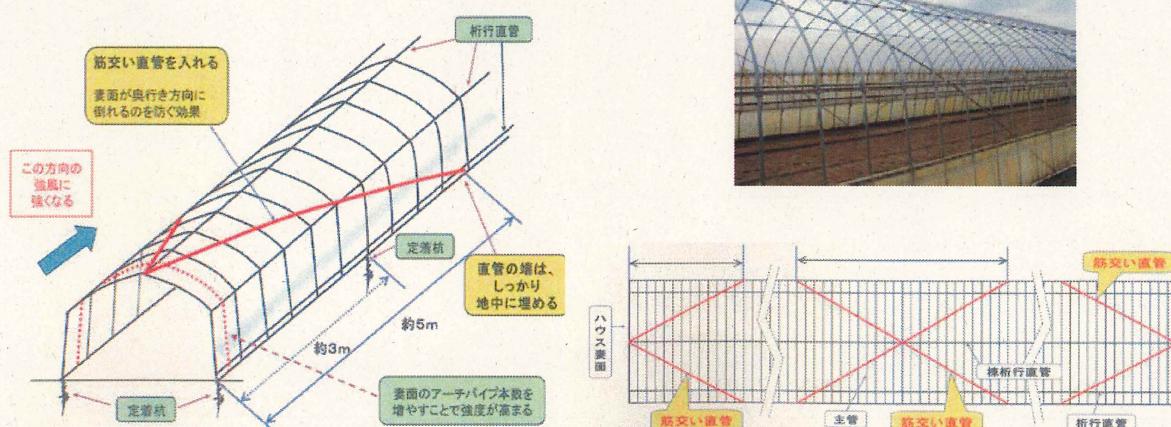
1. 筋交い直管による補強（耐力20%程度向上）

【目的】ハウスを剛強に固め、妻面が桁行方向及び間口方向へ倒れるのを防止する。

【設置上の注意】筋かい直管は、各アーチパイプと部品等で固定し、下端部は必ず地面に30cm以上埋め込むこと。

【設置効果】主管の耐力は筋かいを設け、横倒れを防止することによってハウス全体の**耐力が20%程度アップ**する。

【参考標準価格】概算64,000～71,000円(平成26年6月現在)



筋交いによる妻面の補強方法事例

2. タイバー及び斜材でX型による補強

1) タイバーによる補強（風への耐力6%、雪への耐力43%程度向上）

【目的】アーチパイプの変形抑制を防止し、特に耐積雪強度をアップする。

【設置上の注意】軒から棟の高さを f とすると、軒から $f/4$ の位置に取り付ける。

【設置効果】タイバーを全てのアーチパイプに取り付けた場合には、取り付けていないハウスと比較して、**風への耐力は6%程度、雪への耐力は43%程度アップ**します。(4スパンに1箇所設置した場合)

【参考標準価格】概算85,000～97,000円(平成26年6月現在)

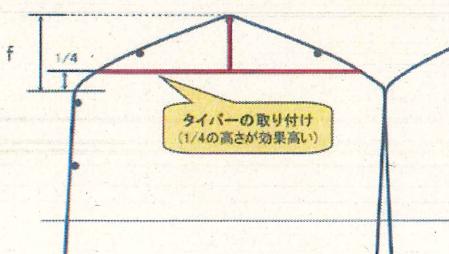
2) 斜材でX型による補強（風への耐力9%、雪への耐力65%程度向上）

【目的】アーチパイプの変形抑制を防止し、特に耐積雪強度をタイバー補強よりさらにアップさせる。

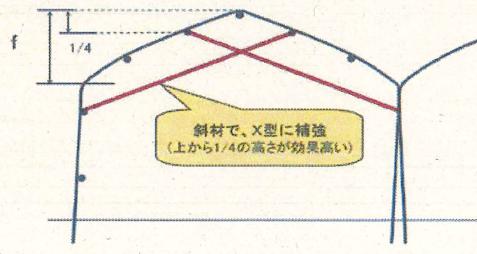
【設置上の注意】軒から棟の高さを f とすると、棟から $f/4$ の位置と軒を結ぶように斜材でX型に取り付ける。

【設置効果】X型の斜材を全てのアーチパイプに取り付けた場合には、取り付けていないハウスと比較して、**風への耐力は9%程度、雪への耐力は65%程度アップ**します。(4スパンに1箇所設置した場合)

【参考標準価格】概算120,000～130,000円(平成26年6月現在)



タイバーによる肩部の補強事例



X型の斜材による肩部の補強事例

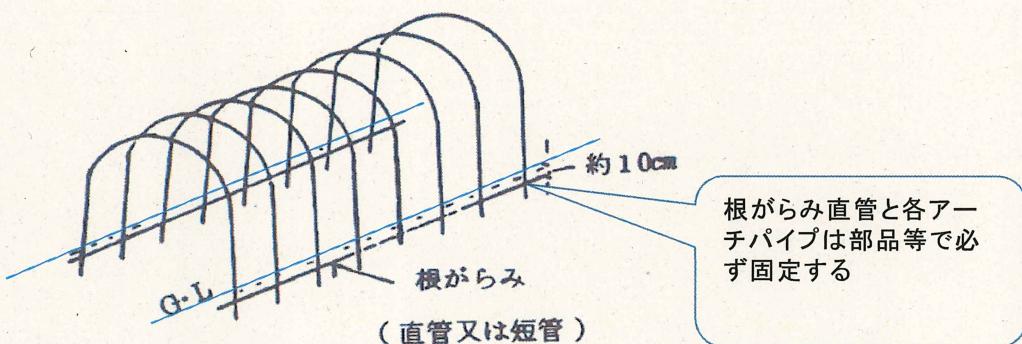
3. 根がらみによる補強（耐力が10%程度向上）

【目的】強風時のハウス主管の引き抜き力防止と局部的な積雪荷重に対して沈下防止する。

【設置上の注意】地盤面(G.L.)下10cm付近に根がらみ直管と各アーチパイプを部品等で固定する。

【設置効果】根がらみを取り付けた場合には、取り付けしていないハウスと比較して、**ハウス全体の耐力が10%程度アップ**する。なお、根がらみ設置は、地盤が軟弱な場合の対策としても有効な手段である。

【参考標準価格】概算56,000～64,000円(平成26年6月現在)



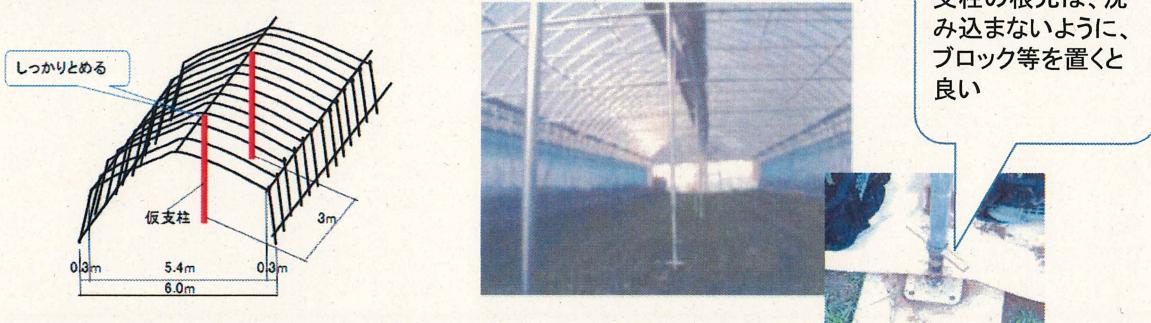
4. 中柱による補強（3m間隔に設置すると耐力が25kg/m²向上）

【目的】屋根荷重を抑える。

【設置上の注意】主管(桁行直管では効かない)の棟部または棟部を中心に対称位置に支えるのが有効である。

【設置効果】間口6mのハウスで、仮支柱を3m間隔にて配置した場合、1本の支柱で支える屋根面積は、
 $5.4m \times 3m = 16.2 m^2$ 、積雪単重を1kg/cm/m²で、積雪深25cmとした場合、 $25 \times 16.2 = 405kg$
結果、1本の支柱で400kgに耐える支柱の設置が望まれる。

【参考標準価格】概算80,000～100,000円(平成26年6月現在)

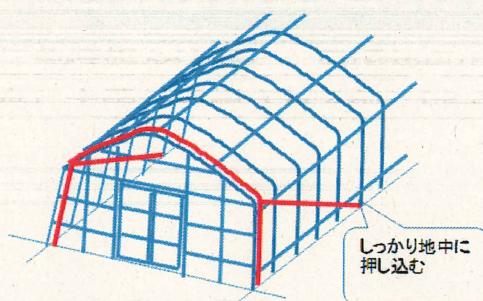


5. 各部(妻面、側面、水平方向、桁方向等)の有効的補強

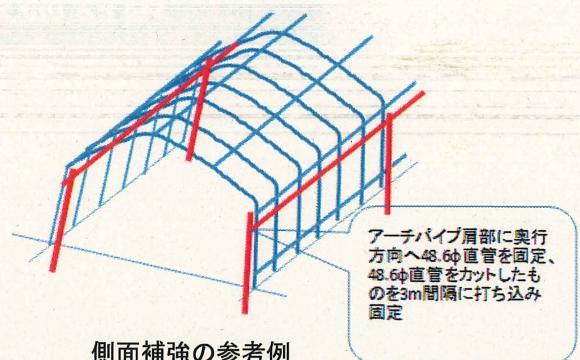
【目的】妻面・側面・水平ばり・桁ばり等の補強により、強風や上からの積雪荷重や堆積雪等の対策とする。

【設置上の注意】ハウス設置場所の条件等により風向き等を考慮した安価で有効な補強方法を検討する。

※下記に各部の有効的補強の具体例を示します。



妻面補強の参考例
(風対策に有効)



側面補強の参考例



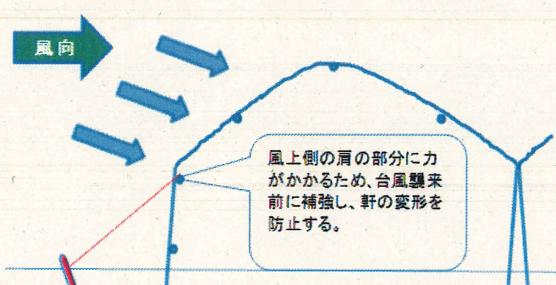
方杖による補強*

6. その他(強風対策等)の補強

【目的】強風・台風等により破損しやすい箇所の補強により、ハウス全体の耐力をアップさせる。

【設置上の注意】ハウス設置場所の条件等により風向き等を考慮した安価で有効な補強方法を検討する。

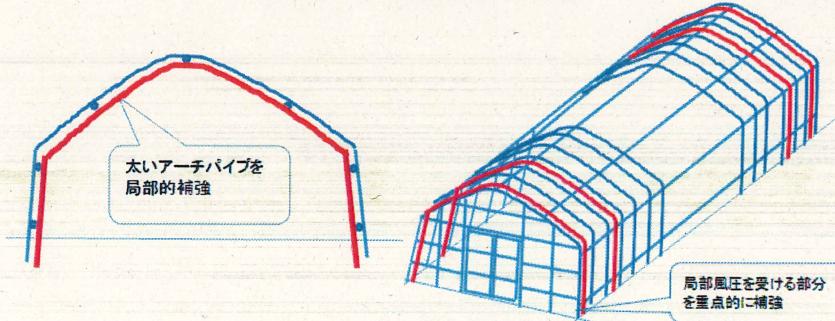
※下記にその他(強風対策等)の有効的補強の具体例を示します。



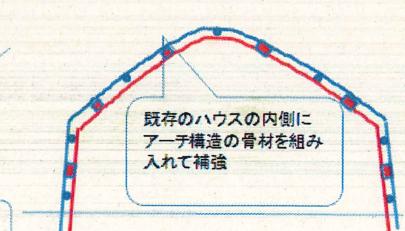
引っ張り資材による肩部補強の参考例



つかえ棒等による肩部補強の参考例



太めのパイプにて局部的に補強の参考例



二重アーチによる補強の参考例

注意

必要以上に屋根部や側面部を補強するとハウス内の光量が不足し、作物の成長に影響を及ぼす可能性があるため、自分の地域にあわせた適切な補強を行いましょう。

別紙2

降雪前のチェックリスト

情報収集	①	最新の気象情報、警報、注意報を常にチェックしていますか
融雪準備	②	暖房機の燃油残量は十分にありますか
融雪準備	③	暖房機は正常に作動するか確認しましたか
融雪準備	④	(発電機を持っている場合) 非常用発電機を加温機、環境制御装置に接続しましたか
補強対策・雪の滑落促進	⑤	ブレースや筋かいの留め金具に緩みがないか点検しましたか
補強対策・雪の滑落促進	⑥	基礎部、接続部分、谷の樋・柱に腐食・サビはありませんか
補強対策・雪の滑落促進	⑦	谷樋や排水路、ハウスの際などの残雪やゴミは取り除きましたか
補強対策・雪の滑落促進	⑧	準備していた中柱をたてるなど応急的な補強はしましたか
補強対策・雪の滑落促進	⑨	作物を栽培していないハウスは被覆資材を外しましたか
補強対策・雪の滑落促進	⑩	被覆材の表面に雪の滑落を妨げるような突出物はありませんか
補強対策・雪の滑落促進	⑪	雪の滑落を妨げる防風ネットや外部遮光資材等が展張されていませんか

(ハウスの耐雪強度を大きく上回る積雪が予想される場合の対応)

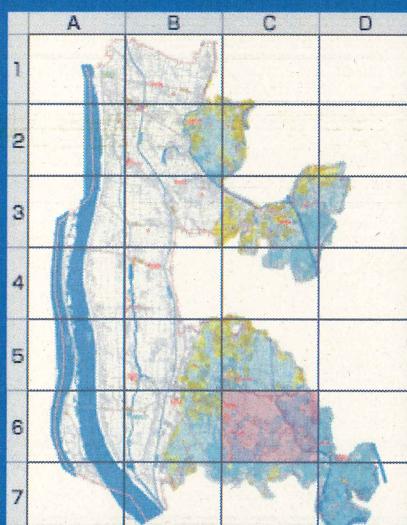
最新の気象情報による積雪深がハウスの耐雪強度を大きく上回る場合は被覆資材を切断除去することで施設への積雪を防ぐ。

この場合、事前に農業共済に連絡しておかないと支払いの対象にならない可能性があるため、予め手順を確認しておく。

あなたの地域も リスクは存在します (施設園芸向け)

- 今後、自然災害が起こらないという保証はありません。
- もしも自然災害が発生した場合には、甚大な被害となるおそれもあります。
- あなたの地域でおこりやすいリスクに応じて、被害の未然防止や万が一被害を受けた場合の補償など、日頃から備えましょう。

あなたの地域のハザードマップ ～身近なリスクを知っていますか～



例として愛知県愛西市作成のハザードマップを使用しています



自然災害は日本各地で発生しています

台風

- 台風は、平均的に**毎年3個が上陸**しています。
※1990～2019の30年間の平均
- 近年、台風が強い勢力を保ったまま上陸し、**観測史上1位**となる**最大瞬間風速や降水量**などが**各地で記録**されています。

台風被害の様子



台風の上陸数

年	上陸数	年	上陸数	年	上陸数
1990	6	2000	0	2010	2
1991	3	2001	2	2011	3
1992	3	2002	3	2012	2
1993	6	2003	2	2013	2
1994	3	2004	10	2014	4
1995	1	2005	3	2015	4
1996	2	2006	2	2016	6
1997	4	2007	3	2017	4
1998	4	2008	0	2018	5
1999	2	2009	1	2019	5

令和元年 台風19号

103地点で**24時間降水量の記録更新**（神奈川県箱根町で922.5mm（全国歴代1位）など）

令和元年 台風15号

19地点で**最大瞬間風速の記録更新**（千葉県千葉市で57.5mなど）

平成30年 台風24号

55地点で**最大瞬間風速の記録更新**（鹿児島県奄美市で52.5m、東京都八王子市で45.6mなど）

平成30年 台風21号

100地点で**最大瞬間風速の記録更新**（高知県室戸市で55.3m、大阪府田尻町で58.1mなど）

※気象庁データより

竜巻

- 竜巻は、平均的に**毎年23件**の発生が確認されています。

※2007～2017年の平均、海上竜巻を除く
(気象庁データより)

竜巻の発生確認数

年	件数	年	件数
2007	12	2013	33
2008	29	2014	21
2009	23	2015	26
2010	37	2016	18
2011	15	2017	10
2012	29	平均	23

特別警報の発表件数

- 平成25年8月30日から運用が開始され、7年弱で**1,531件**（**1年あたり平均255件**）の特別警報が発表されています（気象庁HPより）。

大雪

▶近年、平年の2倍を超える積雪となる大雪が発生しています。

※気象庁データより

平成30年2月大雪

8地点で平年の200%を超える積雪
(福井県福井市で**267%**など)

平成30年1月大雪

7地点で平年の200%を超える積雪
(群馬県前橋市で**290%**など)

平成26年2月大雪

24地点で平年の200%を超える積雪
(山梨県甲府市で**814%**など)

雪による被害の様子



地震

▶震度5以上の地震は、最近10年間では平均して**毎年18回**発生しています。

※2010~2019の10年間の平均（気象庁データより）

震度5以上の地震の発生回数

年	発生回数	年	発生回数
2010	5	2015	10
2011	71	2016	33
2012	16	2017	8
2013	12	2018	11
2014	9	2019	9

大雨 短時間豪雨

▶近年、大雨や短時間豪雨の発生回数が増加しています。

※最近10年間の平均と約40年前の10年間の平均との比較

大雨

(日降水量200mm以上)

全国1,300地点において1日当たりの降水量が200mm以上となる年間の発生日数(合計)は、最近10年間(2010~2019)の**平均では約262日**で、昔の10年間(1976~1985)と比べて**約1.6倍に増加**しています。

※全国[アメダス]日降水量200mm以上の年間日数より

短時間豪雨

(1時間降水量80mm以上)

全国1,300地点において1時間当たりの降水量が80mm以上となる年間の発生回数(合計)は、最近10年間(2010~2019)の**平均では約24回**で、昔の10年間(1976~1985)と比べて**約1.7倍に増加**しています。

※全国[アメダス]1時間降水量80mm以上の年間発生回数より

▶特別警報は、「警報」の発表基準をはるかに超える**数十年に一度の大災害**が起こると予想される場合に発表し、最大限の警戒を呼びかけるものです。

農林水産業への被害は増加しています！

▶ 自然災害による農林水産関係の被害額は増加傾向です。

資料：農林水産省作成
注：2020年4月末時点

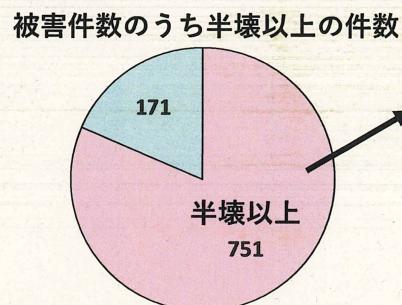
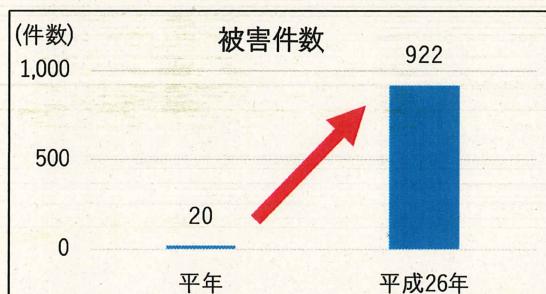


農業用ハウスに突然の大被害が発生しています！

山梨県 平成26年2月に大雪

- ・被害件数は平年の47倍！
- ・1棟当たりの平均的な被害額は約44万円！

大雪



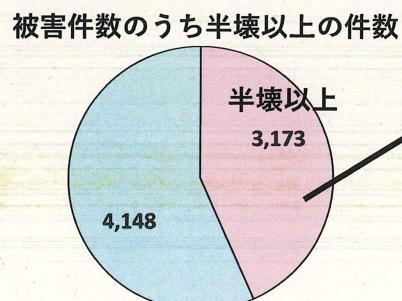
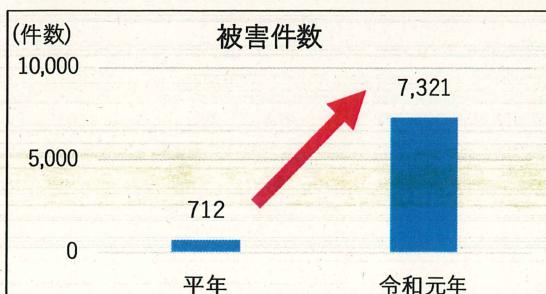
- ・被害件数の約8割が半壊以上の被害（約4割は全壊！）

※山梨県における園芸施設共済パイプハウスの1～3月事故による比較。平年は過去10年間（平成23年～令和2年）の平成26年以外の平均。

千葉県 令和元年に台風15号・19号が襲来

- ・被害件数は平年の10倍！
- ・1棟当たりの平均的な被害額は約26万円！

台風



- ・被害件数の約4割が半壊以上の被害（約1割は全壊！）

※千葉県における園芸施設共済パイプハウスの9月・10月事故による比較。平年は過去10年間（平成22年～令和元年）の令和元年以外の平均。

園芸施設共済

令和2年9月

補償が更に充実！



被害にあっても共済金が少ないなあ



改善します！

補償額は、新築時の資産価値の8割（耐用年数超過後は6割）が上限でしたが、
10割まで補償できるようにします



ビニールが破れただけの小さな被害も補償がほしいわ



改善します！

損害額が3万円（又は共済価額の5%）を超えると補償されませんでしたが、
1万円から補償できるようにします

上記のほか、次の改善も行います

- 農業者自身が復旧作業を行った場合も、共済金の支払対象に追加します
(復旧費用特約)

※9月前に園芸施設共済に加入している場合でも、9月以降、拡充された新たな園芸施設共済に随時補償を切り替えることが可能です。

詳しくは、最寄りの農業共済組合へお問合せください。
加入はいつでも受け付けています。



園芸施設共済、収入保険の詳細はコチラ

農林水産省

農業保険

検索

園芸施設共済の標準コース

補償対象となる事故

- 台風や大雪などの自然災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害



ポイント

- ①最近頻発する**台風や雪害などの自然災害に対応**。火災保険などではオプションとなっていることも多い**地震、津波、噴火も標準で補償**
②**自然災害以外にも、火災や車両の衝突など幅広く補償**

補償額

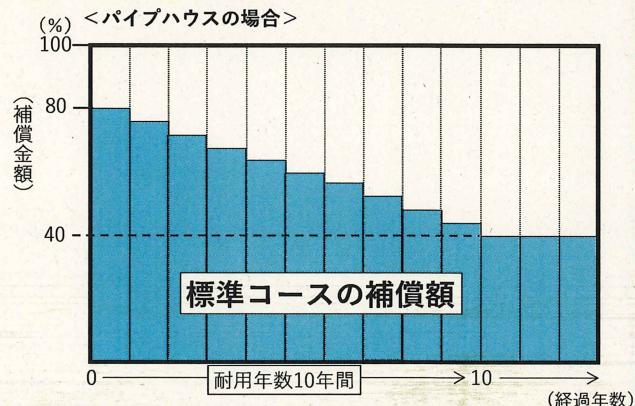
- 築年数に応じて補償額（新築時の資産価値の8～4割）を設定



ポイント

年数経過により補償額は小さくなっていますが、耐用年数経過後は据え置きになります。
つまり…

どんなに古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償



補償の下限（補償される最小の損害額）

- 損害額が3万円(又は共済価額の5%)を超える場合に補償**

補償期間

- 1年間**

掛金

- 掛金の半分は国が負担**（補償額が1.~6億円までの掛金）

- 共済金の受取額に応じて、翌年以降の掛金率が増減する仕組みを導入

(パイプハウス(10a、4年経過)の掛金例)

標準コース	
掛金 26,500円	全損した場合の 共済金 221万円

※試算の前提：パイプハウス(19mm)、4年経過（被覆材は毎年張替）、10a、新築時の資産価値312万円、現在価値額276万円、掛金率は全国平均、国が補助した後の農業者の掛金



ポイント

- ①**掛金の半分を国が負担**しており、掛金の負担が軽減されています
②**無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引き**（標準的な掛金率から最大5割引に）

手厚い補償がほしい方へ【特約】



古いハウスも、万が一のときは十分な補償がほしい

補償額の上乗せ特約

○特約を付加すれば、**築年数にかかわらず新築時の資産価値まで補償**します。

特約①：復旧費用特約（被覆材は補償対象外）**Renew!**

復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約②：付保割合追加特約 **New!**

新築時の資産価値の最大2割を補償

※この特約は、両方を付加又はいずれか1つのみを付加することも可能です。

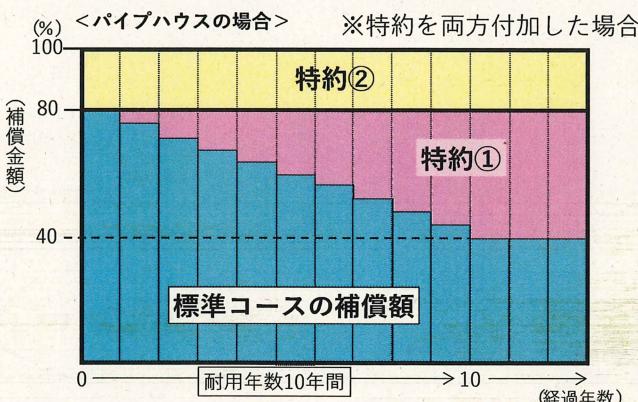
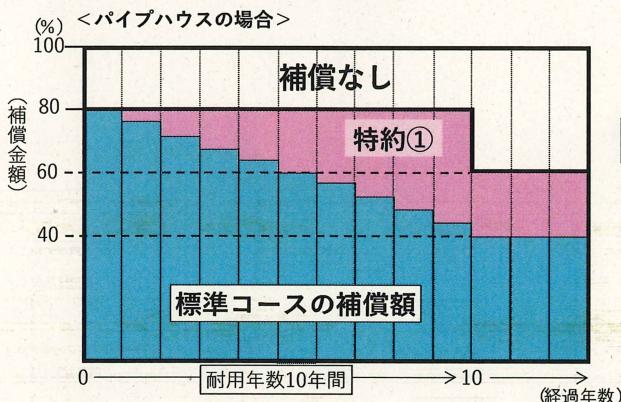
※特約②は付保割合8割を選択した場合に付加する事が可能です。

※この特約には国の掛金補助はありません。

充実コース (標準コース+特約①+特約②)	
掛金 43,000円	全損した場合の共済金 312万円 [新築時の資産価値までUP]

※試算の前提は標準コースと同じ。

これまで



○暖房器具、発電設備、栽培棚などの**附帯施設**や損害を受けた施設の**撤去費用**も補償の対象に追加できます。

ビニールが破れただけでも補償してほしい



小さな損害も補償する特約

○特約を付加すれば、

損害額が1万円を超える場合から補償します。**New!**

特約の追加掛金
+ 200円

※試算の前提は標準コースと同じ。
※この特約には国の掛金補助はありません。

これまで

損害額が**3万円**（又は共済価額の5%）を超える場合に補償



令和2年9月拡充

損害額が**1万円**を超える場合から補償することが可能に

掛金を安くしたい方へ【割引】



大きな被害だけ補償されれば良いから、掛金を抑えたい

掛金の割引

- 小さな被害を補償範囲から外すことにより、
掛金が大幅割引きになります。

標準コース

損害額が3万円(又は共済価額の5%)を超える場合に補償
掛金 26,500円

小さな被害を補償範囲から外すコース

損害額が10万円を超える場合に補償
掛金 14,800円 (44%割引)

損害額が20万円を超える場合に補償
掛金 8,200円 (69%割引)

損害額が50万円を超える場合に補償
掛金 2,900円 (89%割引)

損害額が100万円を超える場合に補償
掛金 1,000円 (96%割引)

全損した場合の
共済金
221万円

標準コースと
変わらない

- ※ 【補償額の上乗せ特約】
との組み合わせが可能
です。大きな被害が発生
した場合に、より多くの
共済金が支払われます。

充実コース (標準コース+特約①+特約②)

損害額が3万円(又は共済価額の5%)を超える場合に補償
掛金 43,000円

小さな被害を補償範囲 から外すコース

+

補償額の上乗せ特約 (特約①+特約②)

損害額が10万円を超える場合に補償
掛金 24,400円 (43%割引)

全損した場合の
共済金
312万円

損害額が20万円を超える場合に補償
掛金 13,500円 (69%割引)

充実コースと
変わらない

損害額が50万円を超える場合に補償
掛金 4,800円 (89%割引)

※新築時の資産
価値まで補償

損害額が100万円を超える場合に補償
掛金 1,700円 (96%割引)

その他の割引制度もあります！

○集団加入割引

生産部会等の集団で加入すると、
掛金を5%割り引きます。集団で一斉に加入しましょう。

○太いパイプハウスの割引

太いパイプ(31.8mm以上)ハウスに
すると、掛金が15%安くなります。

農業を経営する皆様へ

「収入保険」は、

様々なリスクから農業経営を守ります！

補てん金を受け取った方の声を
ご紹介します！



自然災害による果樹の収入減で補てん

青森県平川市 八木橋 秀之さん（49）
りんご170a、水稻110a、ミニトマト（ビニールハウス4棟）

令和元年の夏場の干ばつによる生育不良や、強風による落果で、りんごが例年より3割程収量が減少し、農業収入が予想していた以上に少なくなりました。収入保険の補てん金をいただいたので、今年も安心して農業に取り組むことができます。



価格低下による野菜の収入減で補てん

愛知県田原市 荒木 隆男さん（50）
キャベツ4ha、メロン20a、トウモロコシ120a

近年キャベツ相場が安定していた矢先、平成30年と令和元年の価格が暴落してしまいました。そんなタイミングで収入保険の補てん金をいただき、とても助かりました。保険期間中のつなぎ融資（無利子）もあり、助かりました。



補てん金の請求から受取までが速い

宮崎県都城市 海江田 留男さん（67）
ミニトマト24a、水稻100a、WCS150a

農業収入のほとんどを占めるミニトマトが、虫害による収量減少、価格低下により、予想以上の収入減少となり、収入保険の補てん金を受取りました。補てん金の請求から受取りまでが速く、担当者のサポートもあり助かりました。



農林水産省

安心のネットワーク
NOSAI全国連

**収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく
農業者の経営努力では避けられない収入減少が
補償の対象です！**



自然災害等で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



けがや病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請時に、青色申告実績（簡易な方式を含む）が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ◎ **令和3年1月からは、当分の間の特例として、
野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、
収入保険と野菜価格安定制度を同時利用（1年間）することができます。**
 - ※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。
 - ※ また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補填金の計算上、その金額を控除します。

保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方補正）
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれられます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

基本のタイプでは、

例えば、基準収入1,000万円の場合、

保険方式の保険料7.8万円、

積立方式の積立金22.5万円、

付加保険料2.2万円で、

最大810万円の補てんが受けられます。

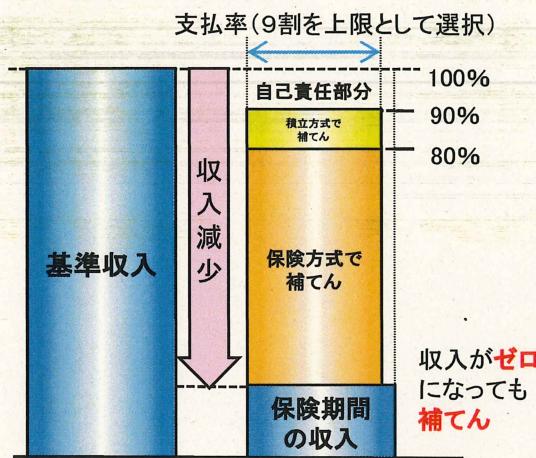
保険期間の収入がゼロになったときは、

810万円（積立金90万円、保険金720万円）

の補てんが受けられます。

- ※ 保険料には50%、積立金には75%、
付加保険料には50%の国庫補助があります。
積立金は補てんに使われなければ、翌年に
持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払ができます。（最大9回）

基本のタイプ



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

保険料の安いタイプもあります！

保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

- ※ 補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます。

基準収入の70%を補償の下限とすると、

例えば、基準収入が1,000万円の場合、

保険料4.4万円（基本のタイプより約4割安い）、

積立金22.5万円、

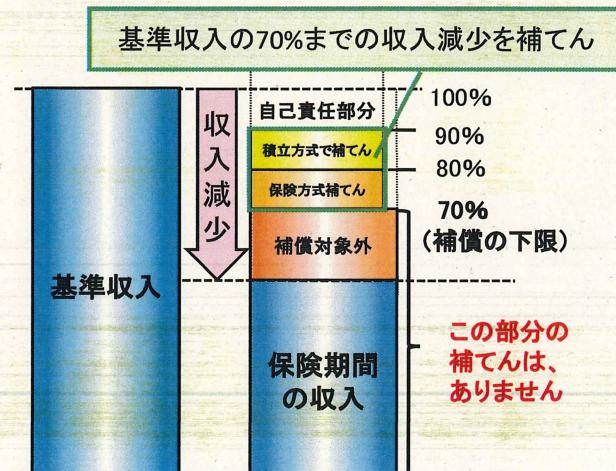
付加保険料1.9万円で、

保険期間の収入が700万円になったときは、180

万円（積立金90万円、保険金90万円）の補てんが受けられます。

ただし、700万円を下回った分の補てんはありません。

基準収入の70%を補償の下限とした場合の補てん方式



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、保険期間中であっても、

自然災害や価格低下等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合、NOSAI全国連から、

無利子のつなぎ融資を受けることができます。

収入保険に関心のある方は、全国農業共済組合連合会
又は相談窓口へお問い合わせください。

全国農業共済組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地

TEL : 03-6265-4800(代)

ホームページ : <http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



(ホームページ)



(Facebook)

都道府県	相談窓口	TEL	ホームページURL	都道府県	相談窓口	TEL	ホームページURL	
北海道	北海道農業共済組合連合会	011-271-7235	https://www.hknosai.or.jp	愛知県	愛知県農業共済組合本所	052-204-2411	https://www.nosai-aichi.jp	
	みなみ北海道農業共済組合本所	0144-84-5860	https://minami-hkd-nosai.or.jp/	三重県	三重県農業共済組合本所	059-228-5135	http://www.nosaimie.or.jp	
	北海道中央農業共済組合本所	0164-22-7070	https://www.nosaido.or.jp	滋賀県	滋賀県農業共済組合本所	077-524-4688	http://www.nosai-shiga.or.jp	
	十勝農業共済組合本所	0155-59-2006	https://www.tokachi-nosai.or.jp	京都府	京都府農業共済組合本所	075-222-5700	http://www.kyoto-nosai.jp	
	北海道ひがし農業共済組合本所	0153-77-9183	http://www.nosai-doto.or.jp	大阪府	大阪府農業共済組合本所	06-6941-8736	http://nosai-osaka.com	
	オホーツク農業共済組合	0157-66-6701	https://www.hknosai.or.jp/cgi-bin/index.pl	兵庫県	兵庫県農業共済組合本所	078-332-7169	http://www.nosai-hyogo.or.jp	
青森県	青森県農業共済組合本所	017-775-1165	http://www.nosai-aomori.or.jp	奈良県	奈良県農業共済組合本所	0744-21-6312	http://www.nosainara.jp	
岩手県	岩手県農業共済組合本所	019-601-7492	http://nosai-iwate.net	和歌山県	和歌山県農業共済組合本所	073-436-0771	http://www.nosai-wakayama.or.jp	
宮城県	宮城県農業共済組合本所	022-225-6703	https://www.nosai Miyagi.or.jp	鳥取県	鳥取県農業共済組合本所	0858-37-5631	http://www.nosai-tottori.jp	
秋田県	秋田県農業共済組合本所	018-884-5254	http://www.nosai akita.or.jp	島根県	島根県農業共済組合本所	0853-22-1478	http://www.nosai-shimane.jp	
山形県	山形県農業共済組合本所	023-665-4700	http://www.yynosai.or.jp	岡山県	岡山県農業共済組合本所	086-277-5548	https://www.ok-nosai.or.jp	
福島県	福島県農業共済組合本所	024-521-2730	https://www.fukushima-nosainet.jp	広島県	広島県農業共済組合本所	082-262-4711	http://www.nosai-hiroshima.or.jp	
茨城県	茨城県農業共済組合連合会	029-215-8882	https://www.nosai-ibaraki.or.jp	山口県	山口県農業共済組合本所	083-972-7500	http://ymgc-nosai.org	
	水戸地方農業共済事務組合	029-293-8801	http://nosai-mito.or.jp	徳島県	徳島県農業共済組合本所	088-622-7731	https://www.nosai-tokushima.jp	
	県央南農業共済組合本所	0296-72-7321	http://nosai-kenominami.or.jp	香川県	香川県農業共済組合本所	087-899-8977	http://nosai-kagawa.jp	
	茨城北農業共済事務組合本所	0294-72-6226	http://nosai-ibakita.or.jp	愛媛県	愛媛県農業共済組合本所	089-941-8135	http://www.e-nosai.or.jp	
	鹿行農業共済組合	0299-90-4000	http://www.nosai-rokko.or.jp	高知県	高知県農業共済組合本所	088-856-6550	http://www.nosai-kochi.or.jp	
	茨城県みなみ農業共済組合	029-839-0161	http://nosai-minami.or.jp	福岡県	福岡県農業共済組合本所	092-721-5521	http://nosai-fukuoka.or.jp	
栃木県	茨城県西農業共済組合	0296-30-2912	http://www.nosai-ibanishi.or.jp	佐賀県	佐賀県農業共済組合本所	0952-31-4171	https://www.nosai-saga.or.jp	
	栃木県農業共済組合本所	028-683-5531	https://www.nosai-tochigi.or.jp	長崎県	長崎県農業共済組合本所	0957-23-6161	http://www.nosai-ngs.or.jp	
	群馬県	群馬県農業共済組合本所	027-251-5631	https://www.nosai-gunma.or.jp	熊本県	熊本県農業共済組合本所	0964-25-3202	http://www.nosai-kumamoto.or.jp
	埼玉県	埼玉県農業共済組合本所	048-645-2141	http://nosai-saitama.or.jp	大分県	大分県農業共済組合本所	097-544-8110	http://www.nosai-oita.jp/wp
	千葉県	千葉県農業共済組合本所	043-245-7447	https://www.nosai-chiba.or.jp	宮崎県	宮崎県農業共済組合本所	0985-41-4747	https://nosai-miyazakiken.jp
	東京都	東京都農業共済組合	042-381-7111	http://www.nosai-tokyo.jp	鹿児島県	鹿児島県農業共済組合連合会	099-255-6161	https://www.nosai-net.or.jp
神奈川県	神奈川県農業共済組合本所	0463-94-3211	http://www.nosai-kanagawa.jp	南薩農業共済組合	0993-58-3100	https://www.nosai-net.or.jp/kagoshimaNOSAI/index_nansatsu.html		
	山梨県	山梨県農業共済組合本所	055-228-4711	https://www.nosai-yamanashi.or.jp	北薩農業共済組合	0996-53-0666	https://www.nosai-net.or.jp/kagoshimaNOSAI/index_hokusatu.html	
	新潟県	新潟県農業共済組合連合会	025-266-4141	http://www.nosai-niigata.or.jp	かごしま中部農業共済組合	0995-59-3211	https://www.nosai-net.or.jp/kagoshimaNOSAI/index_tyubu.html	
新潟県	新潟県農業共済組合本所	025-282-9292	https://www.nosai-nk.or.jp	曾於農業共済組合	099-482-0205	https://www.nosai-net.or.jp/kagoshimaNOSAI/index_soucho.html		
	中越農業共済組合	0258-36-8050	http://www.nosai-chuetsu.or.jp	肝属農業共済組合	0994-48-3180	https://www.nosai-net.or.jp/kagoshimaNOSAI/index_kimotsuki.html		
	富山県	富山県農業共済組合本所	076-461-5333	http://www.nosai-toyama.or.jp	熊毛農業共済組合	0997-27-2278	https://www.nosai-net.or.jp/kagoshimaNOSAI/index_kumage.html	
石川県	石川県農業共済組合本所	076-239-3111	http://www.nosai-ishikawa.or.jp	大島農業共済事務組合	0997-63-2442	https://www.nosai-net.or.jp/kagoshimaNOSAI/index_oshima.html		
	福井県	福井県農業共済組合本所	0778-53-2701	https://www.nosai-fukui.jp	南大島農業共済組合	0997-86-2389	https://www.nosai-net.or.jp/kagoshimaNOSAI/index_minami.html	
	長野県	長野県農業共済組合本所	026-217-5919	https://www.nosai-nagano.or.jp	沖縄県	沖縄県農業共済組合本所	098-833-8132	http://www.nosai-okinawa.jp
岐阜県	岐阜県農業共済組合本所	058-270-0082	https://nosai-gifu.or.jp			収入保険	<input type="button" value="検索"/>	
	静岡県農業共済組合連合会	054-251-3511	https://www.nosai-shizuoka.or.jp			Webサイトでは様々な情報を公開中！ https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhen/index.html		
	静岡県東部農業共済組合本所	055-949-1063	http://www.tobunosai-shizuoka.or.jp					
	静岡県中部農業共済組合本所	0547-37-1751	http://www.chubu.nosai-shizuoka.or.jp/home.asp					
静岡県	静岡県西部農業共済組合本所	0538-42-2816	http://www.seibu.nosai-shizuoka.or.jp/					



〈お問い合わせ先〉

農林水産省経営局保険課 (03-6744-7147)

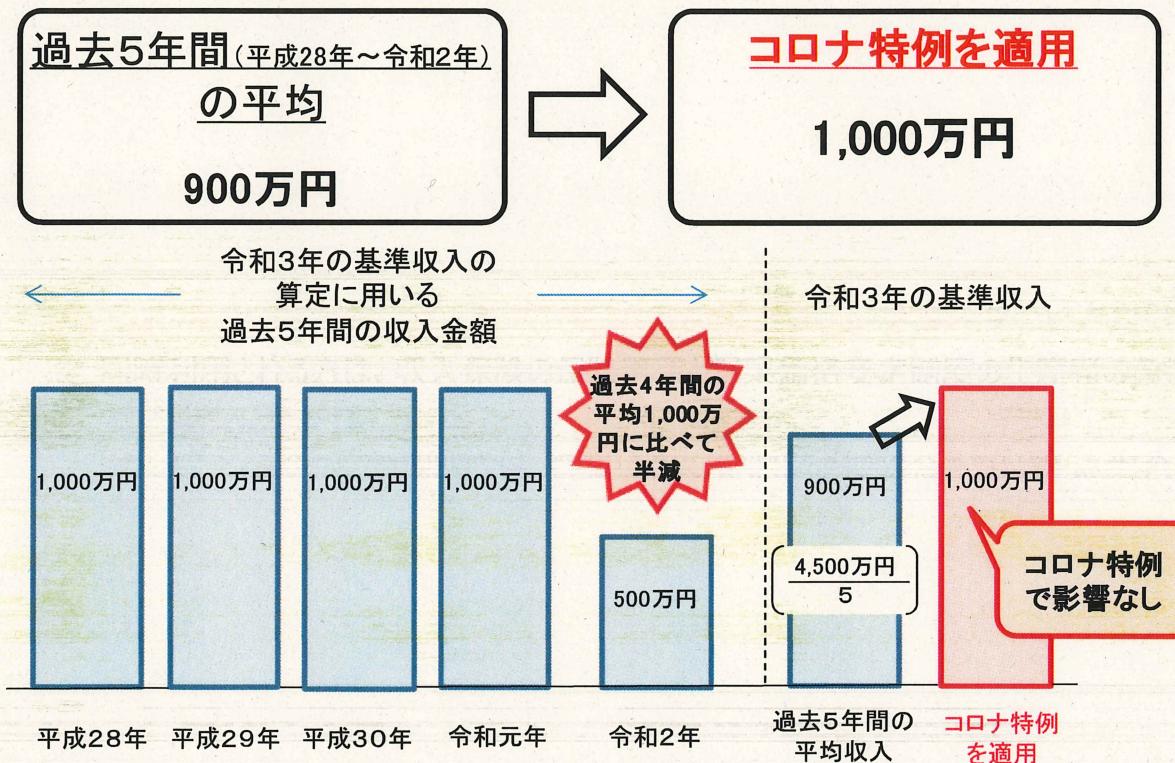
(2020.7)

収入保険について 「新型コロナウイルス特例」を設けます！

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の収入が減少した場合であっても、**翌年の基準収入（過去5年間の平均が基本）に影響しない特例**を設けます。

＜仕組み＞

- 令和3年新規加入者の例（経営面積が平成28年から令和3年まで同じ場合）



- ※ 具体的には、令和元年以前の収入を用いて、令和2年の収入（単位面積当たり収入）を調整し、過去5年間の平均収入を補正します。
- ※ 個人は令和2年の収入を補正し、法人は令和元年又は2年の事業年度のいずれかの収入を補正できます。
- ※ 令和3年の基準収入は、「令和3年の見込収入金額」も加味して決定します。
- ※ 継続加入を前提に、向こう5年間、補正した令和2年の収入を基準収入の算定に用います。